平成２７年（フ）第７号
松江市浜乃木１丁目２番３号　キャビンレイズ101、前住所松江市東朝日町204番地　小浜第２号アパート603
債務者　柳樂　大介
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４号
熊本市西区八島町745番地　丸善アパート201
債務者　田中　　亀
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２１１５号
名古屋市昭和区向山町１－54　愛知昭和荘407、住民票上の住所愛知県蒲郡市豊岡町川屋18番地１　プラムガーデン101
債務者　渡辺　好栄
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９号
名古屋市北区上飯田東町５丁目42番地　市営上飯田荘１棟702号
債務者　徳山朝子こと　金　　順朝
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５６２号
茨城県古河市下辺見2172番地６、前住所栃木県宇都宮市今宮１丁目16番７号　メゾン今宮202
債務者　篠崎　雅人
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８号
栃木県那須郡那珂川町馬頭2067番地８
債務者　上田久美子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３１号
栃木県宇都宮市下平出町1505番地、前住所栃木県宇都宮市下平出町1510番地１
債務者　片股きよ子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２号
大分県中津市中殿町３丁目32番地13　セントチュリーＶ401号
債務者　末次　照美
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月13日午後２時10分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第６５９号
東京都葛飾区南水元１丁目29－１－101
債務者　雨宮　光男
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３５号
東京都足立区堀之内２丁目９－３－102
債務者　水上　裕康
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３７号
東京都新宿区新宿１丁目23－７－303
債務者　大川　勝美
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３８号
東京都新宿区新宿１丁目23－７－303
債務者　若井　静子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４０号
神奈川県座間市相武台１丁目３－19
債務者　多田　昌代
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４１号
埼玉県川口市前川１丁目13－９　レオネクストリモーネＶ306
債務者　剣持　珠理
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５０号
埼玉県さいたま市桜区南元宿１丁目７－11－101
債務者　前田　青輝
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部